

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者総合支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、障害者総合支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活を営むため、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行っている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①障害福祉サービスの申請及びそれに係る事務 ②障害福祉サービスの支給決定に係る事務 ③障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供及び請求情報取込・確認に係る事務 ④更生医療、育成医療の申請受付、審査、認定通知書及び受給者証発行に係る事務 ⑤更生医療、育成医療の医療費請求額審査に係る事務 ⑥補装具の申請受付、審査、決定通知書発行等に係る事務 ⑦補装具給付業者請求内容確認に係る事務 ⑧地域生活支援事業(日常生活用具)の申請、支給決定に係る事務
③システムの名称	1.統合宛名管理システム 2.中間サーバー 3.住民基本台帳ネットワーク 4.障害者福祉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理台帳情報ファイル、障害福祉サービスファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 別表 117の項 2.番号法第19条第8号に基づく主務省令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠)20.42.80.81.125.145.155の項 (情報提供の根拠)144.145.146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部社会福祉課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3004
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバーへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに確認・更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないか確認できる体制を整えている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	Ⅱ 1. 対象人数、3. 取扱者数	2018/4/1	2019/5/1	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策	なし	記載事項「Ⅳリスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月
令和2年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	越前市総務部秘書広報課 福井県越前市府中一丁目13-7	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7	事後	担当部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年8月15日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年11月1日	Ⅰ 3法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 別表第一の84の項 2.行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第60条	1.番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 別表117の項 2.番号法第19条第8号に基づく主務省令 第60条	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年11月1日	Ⅰ 4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 番号法第19条第7号 別表第二の8、11、15、16、20、26、53、56の2、57、108 (別表第二における情報照会の根拠) 108、109、110	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠)20.42.80.81.125.145.155の項 (情報提供の根拠)144.145.146の項	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。